

農村文化交流センターの～む 照明器具LED化改修工事

図面番号	図面名称	縮 尺
E-01	図面リスト	N : S
E-02	電気設備工事特記仕様書（1）	N : S
E-03	電気設備工事特記仕様書（2）	N : S
E-04	案内図・配置図	1 : 300
E-05	照明器具姿図(改修前)	N : S
E-06	電灯・非常照明・誘導灯設備平面図	1 : 100
E-07	照明器具姿図1(改修後)	N : S
E-08	照明器具姿図2(改修後)	N : S

農村文化交流センターの～む 照明器具LED化改修工事				令和 年 月(全 枚)		項目		特記事項		根拠項目		章		項目		特記事項		根拠項目		章		項目		特記事項		根拠項目	
工 事 場 所 新潟県岩船郡関川村下関1307-5																											
建 物 概 要																											
建 物 名 称				構造		階 数		延べ面積 (㎡)		消防令別表第一		備 考															
農村文化交流センターの～む				S造		1階		495 ㎡																			
仕 様 書																											
I. 共 通 仕 様																											
1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。																											
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官庁官庁庁舎館部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工編）令和4年版」（以下「標準仕」という。）及び「国土交通省大臣官庁官庁庁舎館部監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工編）令和4年版」（以下「標準図」という。）による。																											
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官庁官庁庁舎館部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）令和4年版」（以下「改修標準仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕に記載されていない事項は、標準による。																											
2 標準仕及び改修標準仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。																											
(1) 「契約書」を「新潟県財務規則（昭和57年3月1日新潟県規則第10号）別記（第78条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。																											
(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。																											
3 次の各号に該当する標準仕及び改修標準仕の項目について、標準仕及び改修標準仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下「」は、改修標準仕の項目を表示）																											
(1) 第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(7)、(8)、(9)																											
(2) " 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2)																											
(3) " 1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(1)																											
(4) " 1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(2)及び(3)																											
4 標準仕及び改修標準仕の次の項目の規定は適用しない。																											
第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(9)																											
" 1.6.2 [1.10.2] 技術検査																											
別 表																											
号				項 目		置き換え後の標準仕及び改修標準仕の規定																					
第1編 一般共通事項																											
第1章 一般事項																											
(1) 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義						(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。																					
						(8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。																					
						(9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。）																					
						① 工事の完成（約款第32条）																					
						② 部分私の請求に係る出来形部分又は部分私指定工事材料等（約款第38条）																					
						③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成（約款第39条）																					
						④ 契約の解除時における出来形部分（約款第40条）																					
						⑤ 必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）																					
(2) 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等						(1) 使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（契約時の最新版）」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。																					
						(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を監督員に提出する。 ただし、設計図書において「JISによると指定された機材で「JISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）」は、資料の提出を省略することができる。																					
						(7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材																					
						(8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標準仕及び改修標準仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。）																					
						(9) 特記により指定された材料又は製造者の製品																					
(3) 1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等						(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(4)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7) 工事完成検査時または工事写真で、「JISマークを確認できる場合を証明するマーク等を確認できる場合																					
						(2) 約款に基づく部分私を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。																					
						(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。																					
II. 特 記 仕 様																											
凡 例																											
(1) 章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。																											
(2) 特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。 ○印と※印の両ある場合は、両方を適用する。																											
(3) 根拠項目の[a-b.c.d]は、標準の第a編b章c部d項を表す。 根拠項目の[a-b.c.d]は、改修標準の第a編b章c部d項を表す。																											
章				項目		特記事項		根拠項目																			
① 工事実績情報の登録				請負工事費500万円以上の場合登録する。				(1-1.1.4)																			
2 概成工期				※ 無 ・ 有 (工期 令和 年 月 日)				(1-1.1.4)																			
③ 内部の工事期間等				着手 令和 年 月 ～ 終了 令和 年 月 日までとする。 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 次の作業は内部工事着手前行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※ 現場調査				(1-1.2.1)																			
④ 施工従事者				資格が必要な工種の施工にあたっては、関係法令に基づき、次の資格を有する者により施工をおこなうこと。 ※ 電気工事士 ※ 認定電気工事従事者 ※ 消防設備士 ※ 電気通信工事担任者 ※ 特種電気工事資格者（非常用予備発電装置） また、契約電力500kW以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。 ※ 第1種電気工事士 ・ 認定電気工事従事者 ・ 特種電気工事資格者（非常用予備発電装置）				(1-1.2.1)																			
1 電気方式				幹線 ・ 3相 3線式 ・ 低圧 3相3線式 (V) ・ 単相 3線式 (V)				(2-2.11.1)																			
2 配線用遮断器				分岐 ・ 単相2線式 (100V / 200V) ・ 直流2線式 100V				(2-2.14.1)																			
3 非常用照明電源				電池内蔵形 ・ 電源別形				(2-2.15.1)																			
4 フロアコンセント				収納形 ・ 上下動形																							
5 予備ブレーカー・スイッチ				予備ブレーカー (※ 20%) ・ スイッチ (※ なし)																							
6 積算計器				無検定 ・ 検定付																							
7 低圧用SPD				クラスⅠ (Vn以下放電電流 kA以上、電圧保護レベル V以下) ・ クラスⅡ																							
1 電気方式				幹線 ・ 3相 3線式 ・ 電圧 200V ・ 400V				(2-2.15.1)																			
2 電動機接地				単独接地 ・ 共同接地 (・ 共通母線 ・ 金属管接地式) ・ 架台				(2-2.16.1)																			
3 配線用遮断器				定格遮断電流は、最小のもので対称値 (A) 以上とする。																							
4 予備ブレーカー・スイッチ				予備ブレーカー (※ 20%) ・ スイッチ (※ なし)																							
5 積算計器				無検定 ・ 検定付																							
6 低圧用SPD				クラスⅠ (Vn以下放電電流 kA以上、電圧保護レベル V以下) ・ クラスⅡ																							
1 電気方式				幹線 ・ 3相 3線式 ・ 電圧 200V ・ 400V				(2-2.15.1)																			
2 電動機接地				単独接地 ・ 共同接地 (・ 共通母線 ・ 金属管接地式) ・ 架台				(2-2.16.1)																			
3 配線用遮断器				定格遮断電流は、最小のもので対称値 (A) 以上とする。																							
4 予備ブレーカー・スイッチ				予備ブレーカー (※ 20%) ・ スイッチ (※ なし)																							
5 積算計器				無検定 ・ 検定付																							
6 低圧用SPD				クラスⅠ (Vn以下放電電流 kA以上、電圧保護レベル V以下) ・ クラスⅡ																							
1 受電部				突針 ・ 水平導体又はメッシュ導体 ・ 構造体利用				(2-2.17.1)																			
2 避雷導線				引下導線 ・ 構造体利用				(2-2.17.4)																			
3 接地極				埋込接地極 ・ 板状接地極 ・ 基礎接地極				(2-2.18.1)																			
4 外部雷保護				網状接地極 ・ 垂直接地極 ・ 放射状水平接地極																							
5 外部雷保護システム				レベルⅠ ・ レベルⅡ ・ レベルⅢ ・ レベルⅣ																							
5 1 種別				・ 鋼板製 ・ アルミ製				(6-1.12.1)																			
2 機器収容箱等				・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鉄製 ・ 鋼板製																							
1 伝送方式				・ ネットワーク伝送方式 ・ 同軸伝送方式 (・ アナログHDF方式 ・ SDI方式)				(6-1.13.1)																			
2 通信用SPD				・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1				[6-2.21.1]																			
3 カメラ				・ レンズ (・ 標準レンズ ・ 広角レンズ ・ 望遠レンズ)																							
4 モニタ装置				・ 解像度 ()																							
5 録画装置				・ デジタル記憶媒体容量 ()																							
6 時刻同期装置				・ 時刻補正機能 (方式)																							
1 受信機				・ (P 型 1級 35回線) ・ (・ 単独 ・ 複合)				(6-1.16.1)																			
2 副受信機				・ (・ 自立形 ・ 壁掛形)				[6-2.24.1]																			
3 発信機				・ (・ 自立形 ・ 壁掛形)																							
4 表示灯				・ 専用総合盤 (※ 埋込形 ・ 露出形) に絶込																							
5 消火栓ポンプ始動				・ 消火栓箱絶込 ・ 単独設置																							
6 感知器				・ AC24V ・ DC24V ・ AC100V				(6-1.17.1)																			
7 運動制御器				※ 発信機と連動 ・ 単独押しボタンを設置				[6-2.25.1]																			
8 自動閉鎖装置				・ (15回線) ・ (・ 単独 ・ 受信機と一体)																							
9 非常警報装置				・ 防火戸用 (※ 本工事 ※ 別途)				(6-1.18.1)																			
10 通信用SPD				・ 防火シャッター用 (・ 本工事 ※ 別途) ・ (※ 磁石式 ・ レリーフ式)				[6-2.26.1]																			
				・ 機器一体形 ・ 各機器単独設置 ・ 緊急地震放送対応																							
				・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1												</											

章	項目	特記事項	根拠項目
(25) 追加特記事項	① 公共事業労務費調査 ② 工事監理方式 ③ 適用基準等 ④ 総合図 ⑤ 工事成績評定 ⑥ アスベスト含有の建材 ⑦ 中間技術検査	※ 協力する。 共同監理 ・ あり ※ なし ・ 営繕工事電子納品要領(案) (国土交通大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※ 工事運行に778 (新潟県土木部都市局営繕課作成) ※ 作成する ・ 作成しない 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は工事運行に778による。) アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び円解説 令和３年版」建築設備の耐震設計による			
		・ 特定の施設（ ・ 甲類 ・ 乙類）		・ 一般の施設（ ・ 乙類）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
中間階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
地下・１階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6

重要機器： ・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
 ・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視装置

上層階の定義： ２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、
 １３階建以上の場合は上層４階とする。

＜表－２＞ あと施工アンカー	１ 共通事項 (1) 既設のｲﾝﾅｰﾄﾞﾙ及びﾌｧｰﾏｰﾄﾞﾙは原則として使用しない。やむを得ず既設のｲﾝﾅｰﾄﾞﾙ及びﾌｧｰﾏｰﾄﾞﾙを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。また、引張強度の確認試験については次による。 () (2) あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙについては機械設備工事標準図（施工19）による。 (3) 穿孔作業には、専用ﾄﾞﾘﾙ、振動ﾄﾞﾘﾙやﾊﾞｰﾂﾄﾞﾘﾙ等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのﾄﾞﾘﾙへの表示やｽﾀｯﾌﾟ付きﾄﾞﾘﾙの使用等を行う。
２ 重要機器用の あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ	(1) 重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ又は金属拡張ﾌｧｰﾄﾞﾙ又は、耐震計算にて選定を行う。 (2) 金属拡張ﾌｧｰﾄﾞﾙの仕様は、次による。 (ｲ) 金属拡張ﾌｧｰﾄﾞﾙは、(社)日本建築あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ協会の金属あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｨ) 金属拡張ﾌｧｰﾄﾞﾙの取り付け方法は、図示による。図示があれば、本体打込み式とする。 (ｨ) 金属拡張ﾌｧｰﾄﾞﾙ本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (ｨ) ｻﾞｲﾂ筋の種類、径及び長さは図示による。 (3) 接着系ﾌｧｰﾄﾞﾙの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (ｱ) 接着系ﾌｧｰﾄﾞﾙは、(社)日本建築あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ協会の接着系あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ) 接着系ﾌｧｰﾄﾞﾙは、ｶﾞｰﾄﾞ型とし、接着剤の材質及びｻﾞｲﾂ筋の種類は図示による。 (ｨ) 接着系ﾌｧｰﾄﾞﾙの埋込深さ及び許容引張荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。 (4) あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ技術管理士又は主任技士を置く。 (5) あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ作業における技能者は、あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あんどう施工ﾌｧｰﾄﾞﾙ施工士とする。 (6) あと施工ﾌｧｰﾄﾞﾙの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

＜表－3＞ 用語の説明

(1) 「搬去」とは、既存物を壊し取ること。
(2) 「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
(3) 「搬去・新設」とは、既存物を搬去し、新たな物を設置すること。
(4) 「取外し・再取付」とは、既存物を取外し、同じ物を取付げること。 [1-1. 4. 3]
(5) 「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時的の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。

＜表－４＞ 発生材の処理等

１．再生資材の利用

下表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	再資源化施設名・所在地	備 考

２．建設発土の利用

盛土等に使用する発土は、下表の工事からの建設発土を利用すること。

発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考

３．建設発土の搬出

工事の施工により発生する建設発土は、下表の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連絡先			
設置場所の有無			
備考			

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし精算している。

搬出する廃棄物名			
処理施設名称			
施設所在地			
連絡先			
備考			

上表は概算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象となしない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、 同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

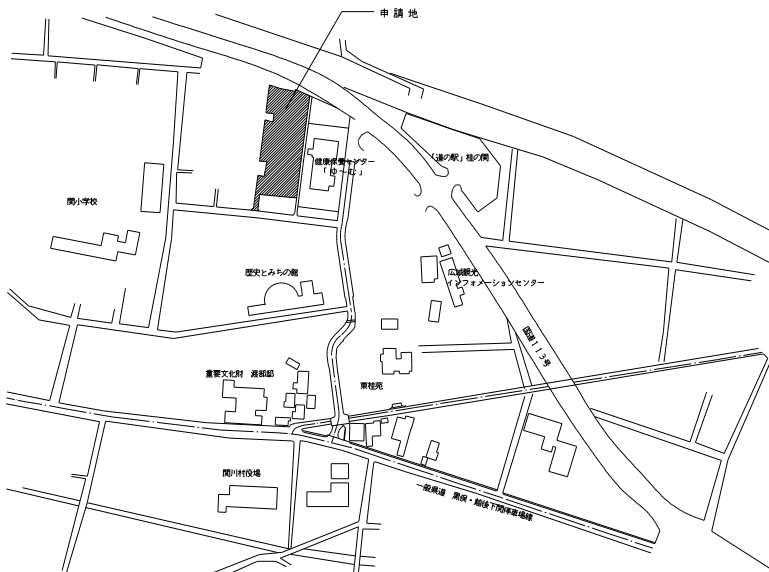
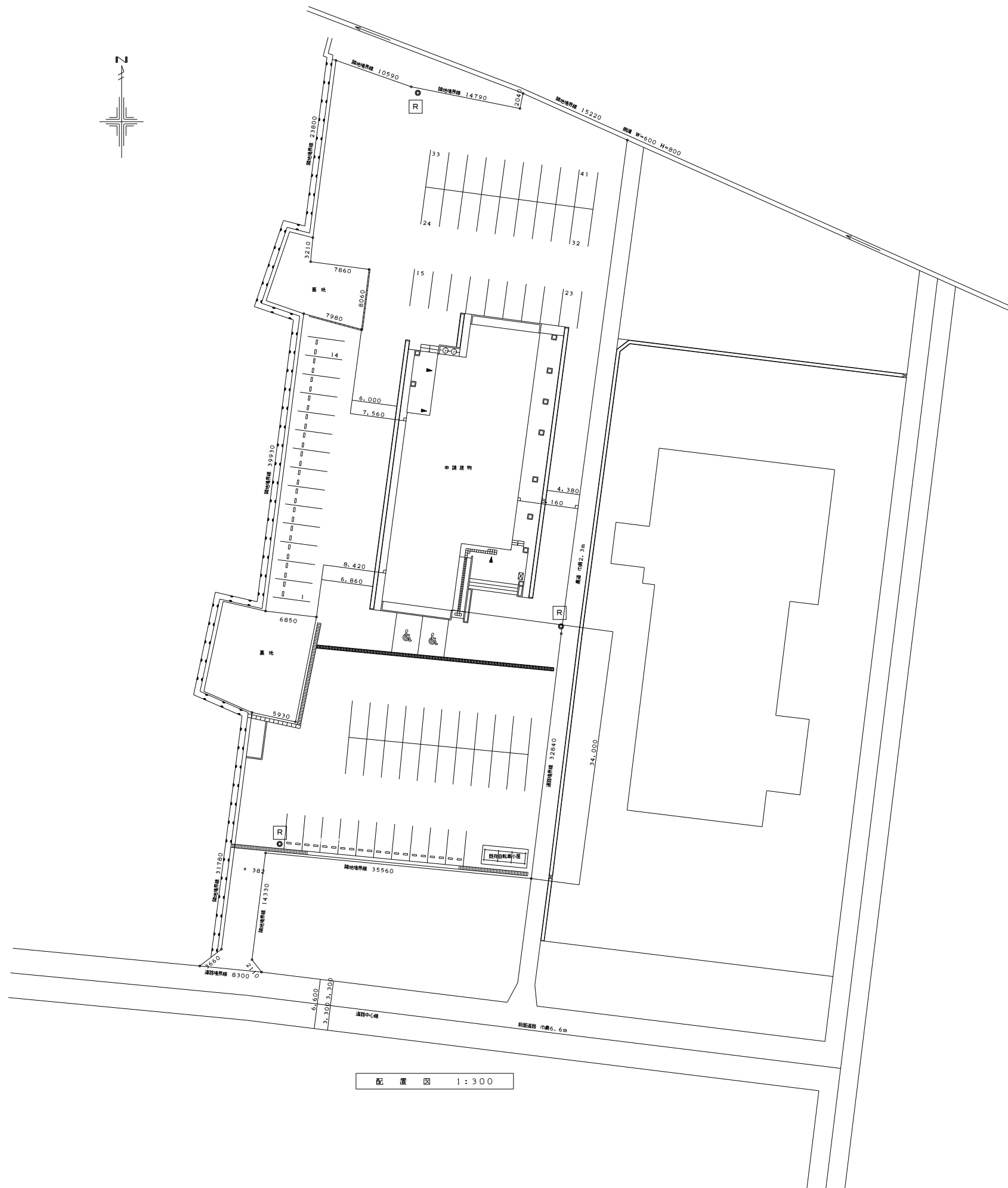
項 目		建	電	安	防	界			備 考
躯体関係									
1. RC造（梁・壁・床）の貫通 孔・開口部	貫通スラブ材及び取付け	☐	☐	☐	☐	☐			
	補強を要する型枠材及び取付け	☐	☐	☐	☐	☐			
	補強を要しない型枠材及び取付け	☐	☐	☐	☐	☐			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の妻出し	☐	☐	☐	☐	☐			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	☐							
	スラブ・型枠の穴埋め	☐	☐	☐	☐	☐			
2. S・SRC造 ・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管スラブ・補強	☐							
	使用されたスラブの穴埋め	☐	☐	☐	☐	☐			
	予備スラブの穴埋め	☐	☐	☐	☐	☐			
3. 設備機器の 基礎	建築設計図に記入のあるもの	☐							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）	☐	☐	☐					
	屋外・屋上の基礎	☐							
	屋上基礎で押さえずにアウターしない軽微なもの		☐	☐	☐				
	機器取付け用アウター・架台		☐	☐	☐				
	屋内受水シロ用の基礎	☐							
仕 上 げ 関 係									

軽鉄天井	補強を有する ϕ -1'の切り込み及び下地の補強								
・壁下地	補強を有しない ϕ -1'の切り込み								
	開口部の覆出し								
電 気 開 係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以外の配管配線（接地線共）							二次側	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線							一次側	
	機器と付属機器との配管配線								
そ の 他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井等の 取外し再取付	各種配管配線作業用							小規模は監督員と協議	
床はつり補修	各種配管配線作業用							小規模は監督員と協議	
汚し台、ガス台									
便所手洗い カウンター								衛生陶器は衛生設備	
洗面化粧台									
誘導照明								誘導灯は電気設備 ガス漏れ火災警報装置 は電気設備	
ガス溶接装置 24時間監視	機器納入								
運動スイッチ	取付								
湯沸器	機器納入								
運動スイッチ	取付								
上記以外 換気扇スイッチ	機器納入、取付								

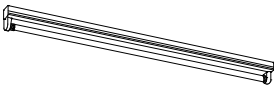
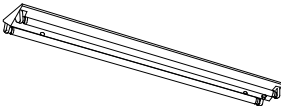
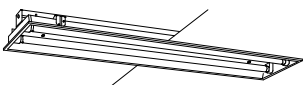
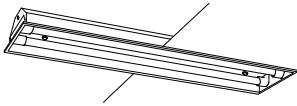
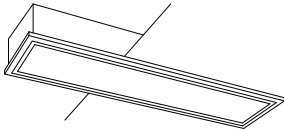
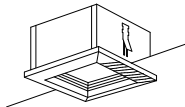
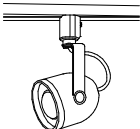
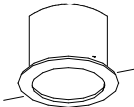
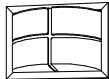
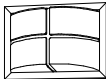
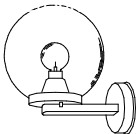
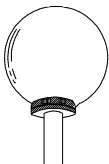
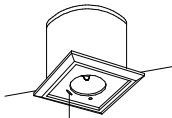
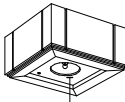
機器取付高、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。			
	名称	測点	取付高 (mm)
電力 共通	取引用計器	地上・上端	※ 2,000
	引込開閉器	〃	※ 1,800
電 灯	分電盤	床上・中心	※ 1,500 (上端1,900以下)
	タンブラスイッチ (一般)	〃	※ 1,300
	〃 (身障者用)	〃	※ 900～1,000
	コンセント (一般)	〃	※ 300
	〃 (和室)	〃	※ 200
	〃 (台上)	台上・中心	※ 150
	ブラケット (一般)	床上・中心	※ 2,100
	〃 (読場)	〃	※ 2,500
	〃 (鏡上)	鏡端・中心	※ 150
	〃 (浴室)	床上・中心	※ 天井高×0.9
	非常照明器具用遮断器	-	※ 1,200
動 力	避難口誘導灯	床上・下端	※ 1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上・上端	※ 1,000以下
電 話	壁掛型制御盤	床上・中心	※ 1,500
	手元開閉器	〃	※ 1,500 (上端1,900以下)
	操作スイッチ・押ボタン	〃	※ 1,300
電 話	室内端子盤	床上・下端	※ 300
	中隔端子盤	床上・中心	※ 1,500
	保安器箱	〃	※ 天井高×0.9
	壁掛位置ボックス (一般)	床上・中心	※ 300
	〃 (和室)	〃	※ 200
時 計	壁掛形観時計	床上・中心	※ 1,500 (上端1,900以下)
	子時計	〃	※ 天井高×0.9
拡 声	壁掛式スピーカー	床上・中心	※ 天井高×0.9
	壁付音量調整器	〃	※ 1,300
表 示・ 電 鈴	表示盤	床上・中心	※ 天井高×0.9
	壁付発信器	〃	※ 1,300
	ブザー・ベル	〃	※ 天井高×0.9
	押ボタン (一般)	〃	※ 1,300
	〃 (身障者用)	〃	※ 900～1,000
イ ン タ ー ホ ン	壁付インターホン	床上・中心	※ 1,300
	身体障害者用	〃	※ 1,000
	壁付位置ボックス (一般)	〃	※ 300
	〃 (和室)	〃	※ 200
テ レ ビ	機器収容箱	床上・中心	※ 1,500
	テレビアウトレット (一般)	〃	※ 300
	〃 (和室)	〃	※ 200
火 災 報 知 器	受信機・副受信機	床上・操作部	※ 800～1,500
	専用総合盤	床上・中心	
	発信器	〃	
	ベル	〃	2,300
	消火栓・表示灯	〃	※ 2,100
	試験器	〃	※ 1,500
ガ ス 警 報 器	ＬＰガス用	床上・上端	※ 300以内
	都市ガス用	天井面・下端	※ 300以内

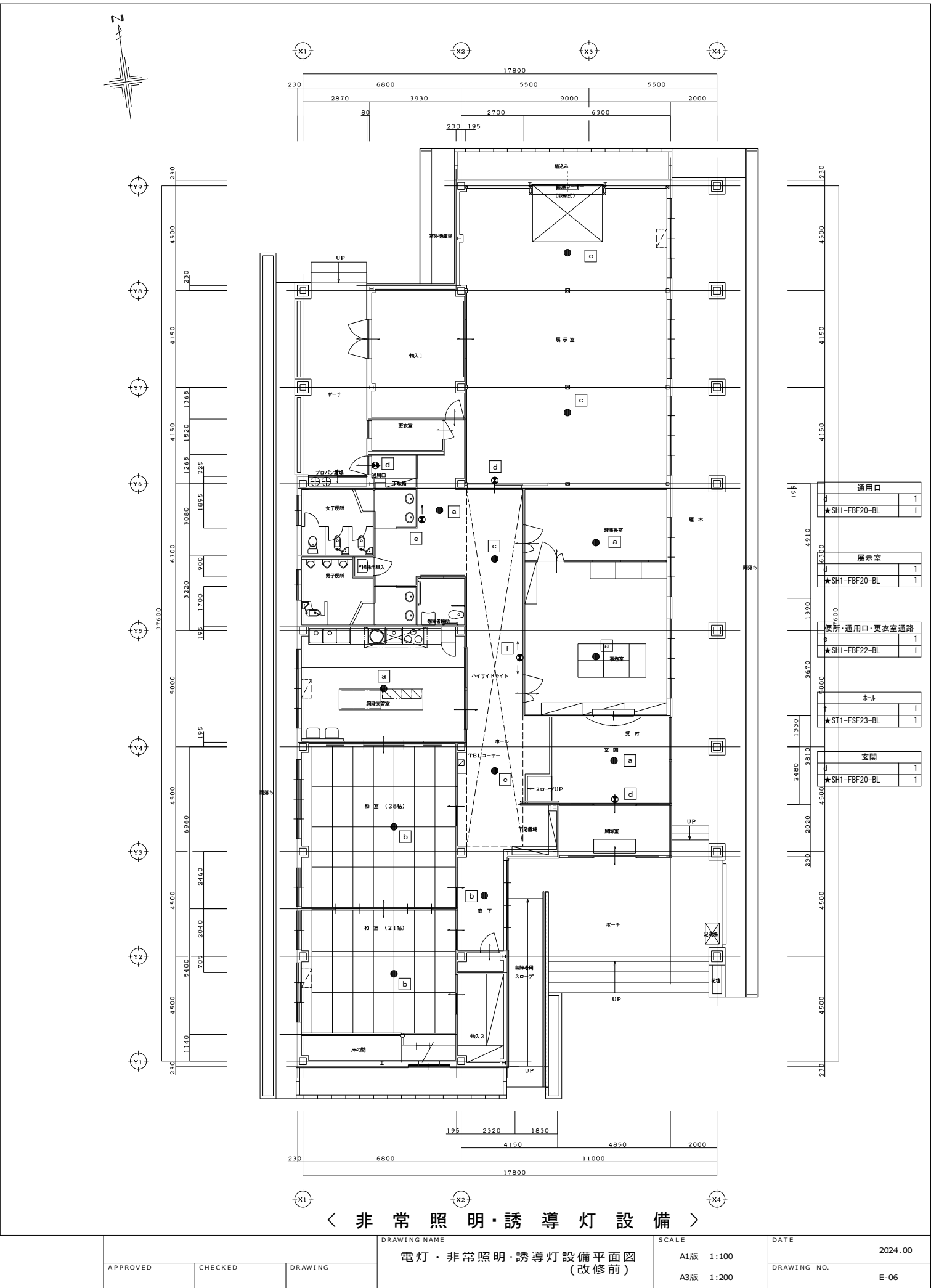
□ 追加指示事項
・埋込照明、ダウラ付の既設開口寸法を工事前に調査し、開口寸法に適合する照明器具を選定すること。
開口寸法が適合出来ない場所については監督員と協議すること。
・既設照明器具撤去時に照明器具内の安定器を調査し、PCBの有無を確認すること。
万が一、安定器にPCB含有が確認された場合は監督員と相談のうえ適切に処理すること。
・照明器具交換前に照度計算書を作成し、監督員の承認を得てから照明器具を決定すること。
・調光照明器具は調光スイッチを1P15Aに取り換え、無線調光にて調光可能とすること。
・星光スイッチは全て撤去しブラケットに穴を塞ぎ、照明器具は一般照明器具とすること。
・非常照明については別途とする。
・絞音灯はLED化が出来ないため、工事対象外とする。

	CONSTRUCTION NAME 農村文化交流センターの～む 照明器具 L E D 化改修工事				DRAWING NAME	SCALE	DATE
					電気設備工事特記仕様書(2)	A1版 Ⅱ:\$00	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING		DRAWING NO.	
						E-03	



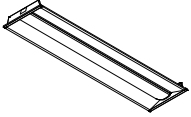
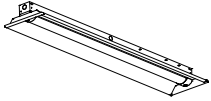
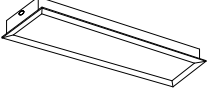
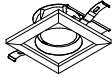
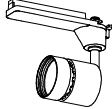
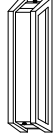
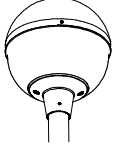
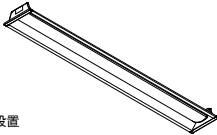
	CONSTRUCTION NAME				DRAWING NAME	SCALE	DATE
	農村文化交流センターの～む 照明器具 L E D 化改修工事				案内図・配置図	A1版 1:300	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING		DRAWING NO.	
							E-04

A	FSS1-201 GH	B	FSS1-401 RH	C	FSS4-402 RH	D	FL40W-2 PH	E	FRS2-402 RH	F	FRS2・MP-402 RH
											
既設照明器具型番 FT-21001NK-GH		既設照明器具型番 FT-41021NK-RS		既設照明器具型番 FT-42306-RS		既設照明器具型番 FST-42633-PS		既設照明器具型番 FR-42478K-RS		既設照明器具型番 FR-42481N-RS	
G	FHF32W-2 PH	H	KR60W	I	KR40W	J	KR40W-4	K	FL20W-1 インバーター	L	JDR75W 35°
											
カバー：アクリル（乳白） 枠：白木 既設照明器具型番 FHR-42693K-PS		枠：白木 バツフル：アルミ（白） 既設照明器具型番 ID-7353S		グローブ：銅板（古美メッキ） ガラス（乳白模様入り） 既設照明器具型番 IB-3126		カバー：ガラス（フロスト、内面シルク印刷） 既設照明器具型番 IB-3985		カバー：プラスチック（透明） 既設照明器具型番 FB-2080Z		本体：銅板（黒） 既設照明器具型番 1HB-2038R（K）	
M	KR60W WP	N	FML18W GL WP	O	FL20W-1 GL WP	P	KR60W WP	Q	NH-75W 100V高効率	R	NH-220W 200V高効率
											
下面：透明強化ガラス 枠：アルミ（黒） 反射板：アルミ（銀色鏡面仕上） 既設照明器具型番 ID-7387SR（K）		枠：白木 グローブ：ガラス（フロスト） 既設照明器具型番 FUB-1896		セード：アクリル（乳白）・杉（曲げ木） 既設照明器具型番 FB-2374		枠：白木 グローブ：ガラス（フロスト） 既設照明器具型番 IB-3796		既設照明器具型番 BH-1301C		グローブ：硬質ガラス（フロスト） 既設照明器具型番 HG-4355F	
B32	FHF32W1灯										
											
a	K1-IRS4-J13	b	ミニハロゲン13w	c	ミニハロゲン13w	d	SH1-FBC20-20B	e	SH1-FBC20-20B	f	SH1-FBC20-20B
											
非常灯 既設照明器具型番 IEM-13201N		非常灯 枠：白木 カバー：ホワイト 既設照明器具型番 IEM-13500N		非常灯 枠：白木 カバー：ホワイト 既設照明器具型番 IEM-13501N		避難口誘導灯 既設照明器具型番 FBK-20370		通路誘導灯 既設照明器具型番 FBK-20370		通路誘導灯 既設照明器具型番 FBK-20370	



[illegible]

	CONSTRUCTION NAME 農村文化交流センターの～む 照明器具 L E D 化改修工事				DRAWING NAME	SCALE	DATE
					照明器具姿図1(改修後)	A1版 N:S	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING		DRAWING NO.	
						E-07	

N-RS-4-65-W300		N-RS-4-65WP		N-RSFJ-4-65		N-RSJ-08		N-BF7		N-BF8	
	LEDベースライトTENQ00シリーズ 埋込形 幅300		LEDベースライトTENQ00シリーズ 埋込形 幅220		LEDベースライトTENQ00シリーズ 埋込形 和風カバー 幅220		LEDユニットフラット形ダウンライト 高気密SB形・浅形		LEDユニットフラット形用 ブラケット		LED吹き掛け・高天井ブラケット
	LED43.0W 6,500 lm 5000K		LED43.0W 6,810 lm 5000K 防湿・防雨 SUS		LED43.0W 4,150 lm 5000K		LED4.0W 475 lm 2700K		LED4.0W 450 lm 2700K		LED10.0W 690 lm 3000K
旧型番 E		旧型番 F		旧型番 G		旧型番 H		旧型番 I		旧型番 J	
 寸法：幅300×1,257×高さ65（埋込穴寸法） 本体：鋼板 白 LEDバー：ポリカーボネート 乳白 定格電圧：AC100V～242V 平均演色評価数（Ra）：83		 埋め込みサイズ：220×1,257 本体：ステンレス 白塗装 LEDバー：ポリカーボネート 乳白 定格電圧：AC100V～242V 平均演色評価数（Ra）：83 保護等級：IP23 特注品：リニューアルプレート 防水仕様 SUS 白色塗装		 器具サイズ：幅268×1,280×高さ119 埋め込みサイズ：220×1,225 本体：鋼板 白 アクセサリ： 枠：白木、カバー：アクリル樹脂 乳白 LEDバー：ポリカーボネート 乳白 定格電圧：AC100V～242V 平均演色評価数（Ra）：83 特注品：リニューアルプレート W220-W300		 器具寸法：幅156×高さ55 埋込穴寸法：径φ125×高さ65 本体：プラスチック（パージンホワイト） 反射板：アルミニウム（パージンホワイト） LEDバー：ポリカーボネート 乳白 枠：本製（白木） 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）83		 寸法：□148×出幅67 本体：アルミダイカスト ホワイト セード：アクリル クリア 内面乳白塗装（ネジ込み式） 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）83		 寸法：幅333×高さ112×出110 本体：鋼板（マイルダホワイト） セード：アクリル樹脂（乳白・クリーンエース） 基板：ABS樹脂（マイルドホワイト） 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）：83	
東芝：LEKR430693N-LS9 相当品 LRS20-4-65		東芝：LEKRW422694SN-LS9+V21 TOKUCHU-H1N 相当品		東芝：LEKR427693N-LS9+F-42115N+V21 TOKUCHU-H1N 相当品		東芝：LEDD85004N+LDF4L-HGX/C7/5/2 相当品		東芝：LEDB85003+LDF4L-HGX/C7/5/2 相当品		東芝：LEDB83117+LDM20SS・L/10/8-01 相当品	
N-BF-2-15		N-PJ2		N-RS-13WP		N-BF9		N-BF10		N-BF11	
	LED流し灯 棚下面・壁面取付け兼用形		LED小形スポットライト（広角タイプ）屋内用 天井面取付け専用		LEDユニット交換形ダウンライト 軒下用 φ100		LEDアウトドアブラケット		LED一体形ポーチ灯 天井面・壁面取付け兼用		LEDブラケット 天井・壁面取付兼用
	LED10.0W 540 lm 5000K		LED13.7W 1,220 lm 3000K		LED7.9W 1,030 lm 5000K（高効率 広角タイプ 防雨）		LED7.8W 550 lm 2700K 防雨		LED4.9W 420 lm 2700K 防雨		LED5.8W 405 lm 2700K 防雨
旧型番 K		旧型番 L		旧型番 M		旧型番 N 旧型番 P		旧型番 O		旧型番 Q	
 寸法：幅620×高さ55×出110 本体：鋼板（ホワイト） セード：ポリスチレン樹脂（透明） 基板：ポリプロピレン樹脂（ホワイト） アルミスイッチ付（金一両） 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）83		 寸法：幅径φ65×高131×出165 本体：アルミダイカスト ビュアホワイト 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）85 ビーム角：31度 回転角：0～約360度（1回転以内） 音圧角：約90度 調光不可 ライティングレール取付け専用（ライティングレールおよび関連部品別売）		 埋込穴寸法：φ150 器具寸法：幅165×296×埋込高141 本体：アルミダイカスト 化粧枠：黒色塗装（ネツヤ）セミオーダー品 下面カバー：アクリル（透明） 定格電圧：AC100V ～ 242V 平均演色評価数（Ra）：83 電源ユニット内蔵		 寸法：幅200×高337×出128 本体：アルミダイカスト（ブラック） セード：アクリル（乳白） 定格電圧：100V 平均演色評価数（Ra）80		 寸法：幅270×高90×出85 本体：プラスチック（ライトグレー） セード：アクリル樹脂（乳白） ガード：プラスチック（ブラック） 定格電圧：AC100V 平均演色評価数（Ra）80		 寸法：径φ265×出105 本体：アルミダイカスト ガード：アルミダイカスト グローブ：アクリル 乳白 筐体色：グレイッシュブラック（CM-30） 定格電圧：AC100V 入力電流：110mA 平均演色評価数（Ra）：83	
東芝：LEDB83126+LDM20SS・N／10／10 相当品		東芝：LEDS-15113LK-LS1 相当品		東芝：LEKD-103925N-LS9-改 相当品		東芝：LEDB87951L（K）-LS 相当品		東芝：LEDB87930L（K）-LS 相当品		東芝：LEDB-67308（K）+LDF6L-HGX/C7/7/2 相当品	
N-ST1-120WP ホール T4.5 基礎600x1300				N-RSB-4-40							
	LED街路灯				蓄電池内蔵型防災用LED						
	LED104.0W 12,800 lm 5000K 防雨				埋込幅300						
					※停電検知送信機R00202						
旧型番 R											
※錆止塗装+メタリックシルバー色 ※セード付品  寸法：径φ400×高さ485 本体：アルミダイカスト グローブ：ポリカーボネート 本体色：メタリックシルバー シールドユニット：MCCB2P30AF/15AFMN68-15A-T シールドユニット：MCCB2P30AF/15AFMN68-15A-T 東芝：LEDG-15829N（S）+LEK-520P026A35T +PD-45-530SWH-K-MS 相当品				 事務室5台設置 停電検知送信機R00202 1台設置 EB40-3004+DLU4400A/N-N8 4							

CONSTRUCTION NAME

農村文化交流センターの～む
照明器具LED化改修工事

DRAWING NAME

照明器具姿図2(改修後)

SCALE

A1版 N:S
A3版 N:S

DATE

2024.00

DRAWING NO.

E-08